

改正後	改正前
<p data-bbox="136 113 1050 150">建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準</p> <p data-bbox="732 212 1104 293">平成 30 年 12 月 28 日制定 令和 5 年 12 月 13 日改正</p> <p data-bbox="87 357 1104 486">建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。</p> <p data-bbox="91 549 407 582">1 認定基準について</p> <p data-bbox="103 596 1104 874">【基準 1】敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に 2 メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が <u>500 m²以内、かつ、法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く）</u>に限る。）</p> <ol data-bbox="116 885 1104 1452" style="list-style-type: none"> ① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。 ② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。 ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ⑤ 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物（<u>その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。</u>）の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その 	<p data-bbox="1173 113 2087 150">建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準</p> <p data-bbox="1767 212 2139 245">平成 30 年 12 月 28 日制定</p> <p data-bbox="1126 357 2143 486">建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。</p> <p data-bbox="1131 549 1447 582">1 認定基準について</p> <p data-bbox="1160 596 2143 826">【基準 1】敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に 2 メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が <u>200 m²以内、かつ、一戸建ての住宅のもの</u>に限る。）</p> <ol data-bbox="1160 885 2143 1452" style="list-style-type: none"> ① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。 ② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。 ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ⑤ 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 _____ の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その

改正後	改正前
<p>延べ面積の合計)が <u>500 平方メートル以内の法別表第一 (い) 欄 (一) 項に掲げる用途以外の用途のもの</u> であること。)</p> <p>【基準 2】敷地が、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。) 第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道 (幅員 4 メートル以上のものに限る) に 2 メートル以上接する場合 (※ただし、延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>500 m²以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二 (い) 項第二号に掲げる用途のもの (その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。)</u> に限る。)</p> <p>① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ③ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾を受けていること。 (申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。 ④ 省令第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 <u>(その用途又は規模の特殊性により法第 43 条第 3 項の条例で制限が付加されているものを除く。)</u> の用途及び規模に関する基準を満たすこと。(延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>500 平方メートル以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二 (い) 項第二号に掲げる用途のもの</u> であること。)</p>	<p>延べ面積の合計)が <u>200 平方メートル以内の一戸建ての住宅</u> であること。)</p> <p>【基準 2】敷地が、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。) 第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道 (幅員 4 メートル以上のものに限る) に 2 メートル以上接する場合 (※ただし、延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>200 m²以内、かつ、一戸建ての住宅のもの</u> に限る。)</p> <p>① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。 ② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。 ③ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾を受けていること。 (申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。 ④ 省令第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物 _____ の用途及び規模に関する基準を満たすこと。(延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計) が <u>200 平方メートル以内の一戸建ての住宅</u> であること。)</p>